

令和 8 年度川崎市一般会計予算
令和 8 年度川崎市競輪事業特別会計予算
令和 8 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
令和 8 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
令和 8 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
令和 8 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
令和 8 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
令和 8 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
令和 8 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
令和 8 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
令和 8 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
令和 8 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
令和 8 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
令和 8 年度川崎市公債管理特別会計予算
令和 8 年度川崎市病院事業会計予算
令和 8 年度川崎市下水道事業会計予算
令和 8 年度川崎市水道事業会計予算
令和 8 年度川崎市工業用水道事業会計予算
令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計予算

令和 7 年度川崎市一般会計補正予算
令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
令和 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
令和 7 年度川崎市病院事業会計補正予算
令和 7 年度川崎市水道事業会計補正予算

令和 7 年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認について

令和 8 年度川崎市一般会計予算

令和 8 年度川崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 937,753,481 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた

場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 1 市 税 | | 427,186,380 ^{千円} |
| | 1 市 民 税 | 234,507,598 |
| | 2 固 定 資 産 税 | 141,054,428 |
| | 3 軽 自 動 車 税 | 1,035,503 |
| | 4 市 た ば こ 税 | 10,612,256 |
| | 5 特 別 土 地 保 有 税 | 2 |
| | 6 入 湯 税 | 102,040 |
| | 7 事 業 所 税 | 9,994,262 |
| | 8 都 市 計 画 税 | 29,880,291 |
| 2 地 方 譲 与 税 | | 2,930,203 |
| | 1 地 方 揮 発 油 譲 与 税 | 567,339 |
| | 2 自 動 車 重 量 譲 与 税 | 1,747,798 |
| | 3 森 林 環 境 譲 与 税 | 187,060 |
| | 4 特 別 と ん 譲 与 税 | 421,065 |
| | 5 航 空 機 燃 料 譲 与 税 | 1 |
| | 6 石 油 ガ ス 譲 与 税 | 6,940 |
| 3 利 子 割 交 付 金 | | 1,224,823 |
| | 1 利 子 割 交 付 金 | 1,224,823 |
| 4 配 当 割 交 付 金 | | 4,013,788 |
| | 1 配 当 割 交 付 金 | 4,013,788 |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | | 2,594,573 |
| | 1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 2,594,573 |
| 6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金 | | 489,754 |

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------------|------------------------------|-----------------------|
| | 1 分離課税所得割交付金 | 489,754 ^{千円} |
| 7 法人事業税交付金 | | 4,042,655 |
| | 1 法人事業税交付金 | 4,042,655 |
| 8 地方消費税交付金 | | 41,938,935 |
| | 1 地方消費税交付金 | 41,938,935 |
| 9 ゴルフ場利用税交付金 | | 37,007 |
| | 1 ゴルフ場利用税交付金 | 37,007 |
| 10 環境性能割交付金 | | 1 |
| | 1 環境性能割交付金 | 1 |
| 11 軽油引取税交付金 | | 2,100,006 |
| | 1 軽油引取税交付金 | 2,100,006 |
| 12 地方特例交付金 | | 4,462,704 |
| | 1 地方特例交付金 | 4,462,703 |
| | 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 | 1 |
| 13 地方交付税 | | 482,602 |
| | 1 地方交付税 | 482,602 |
| 14 交通安全対策特別交付金 | | 292,663 |
| | 1 交通安全対策特別交付金 | 292,663 |
| 15 分担金及び負担金 | | 8,788,581 |
| | 1 負担金 | 8,788,581 |
| 16 使用料及び手数料 | | 16,510,598 |
| | 1 使用料 | 12,441,866 |
| | 2 手数料 | 4,068,732 |
| 17 国庫支出金 | | 180,238,732 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|------------|-------------|
| | 1 国庫負担金 | 148,272,508 |
| | 2 国庫補助金 | 31,387,646 |
| | 3 委託金 | 578,578 |
| 18 県支出金 | | 50,011,116 |
| | 1 県負担金 | 33,586,360 |
| | 2 県補助金 | 13,179,476 |
| | 3 委託金 | 3,245,280 |
| 19 財産収入 | | 7,905,597 |
| | 1 財産運用収入 | 1,940,484 |
| | 2 財産売却収入 | 5,965,113 |
| 20 寄附金 | | 5,984,871 |
| | 1 寄附金 | 5,984,871 |
| 21 繰入金 | | 66,482,512 |
| | 1 基金繰入金 | 63,007,631 |
| | 2 特別会計繰入金 | 3,474,881 |
| 22 繰越金 | | 100,000 |
| | 1 繰越金 | 100,000 |
| 23 諸収入 | | 34,247,380 |
| | 1 延滞金及び加算金 | 78,804 |
| | 2 市預金利子 | 63,884 |
| | 3 貸付金元利収入 | 21,594,487 |
| | 4 収益事業収入 | 3,337,261 |
| | 5 雑収入 | 9,172,944 |
| 24 市債 | | 75,688,000 |
| | 1 市債 | 75,688,000 |
| 歳入 | 合計 | 937,753,481 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|-----------------------------|
| 1 議 会 費 | | 1,700,801 <small>千円</small> |
| | 1 議 会 費 | 1,700,801 |
| 2 総 務 費 | | 67,822,905 |
| | 1 職 員 管 理 費 | 39,434,046 |
| | 2 総 務 管 理 費 | 17,118,900 |
| | 3 危 機 管 理 費 | 1,117,099 |
| | 4 臨 海 部 国 際 戦 略 費 | 1,591,233 |
| | 5 徴 税 費 | 7,710,519 |
| | 6 選 挙 費 | 325,721 |
| | 7 統 計 調 査 費 | 173,010 |
| | 8 人 事 委 員 会 費 | 178,947 |
| | 9 監 査 費 | 173,430 |
| 3 市 民 文 化 費 | | 12,474,526 |
| | 1 市 民 文 化 費 | 12,474,526 |
| 4 こ ど も 未 来 費 | | 159,921,100 |
| | 1 こ ど も 青 少 年 費 | 58,461,245 |
| | 2 こ ど も 支 援 費 | 101,459,855 |
| 5 健 康 福 祉 費 | | 183,074,758 |
| | 1 健 康 福 祉 費 | 12,351,797 |
| | 2 社 会 福 祉 費 | 913,447 |
| | 3 生 活 保 護 費 | 58,272,033 |
| | 4 老 人 福 祉 費 | 21,654,020 |
| | 5 障 害 者 福 祉 費 | 70,267,834 |
| | 6 国 民 年 金 費 | 583,715 |
| | 7 公 衆 衛 生 費 | 13,484,725 |
| | 8 公 害 保 健 費 | 1,495,584 |
| 9 保 健 衛 生 施 設 費 | 1,258,808 | |

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------|-----------------|---------------------|
| | 10 保 健 所 費 | 7,313 ^{千円} |
| | 11 看 護 大 学 費 | 1,002,142 |
| | 12 施 設 整 備 費 | 1,783,340 |
| 6 環 境 費 | | 24,403,643 |
| | 1 環 境 管 理 費 | 3,689,549 |
| | 2 公 害 対 策 費 | 956,664 |
| | 3 ご み 処 理 費 | 16,326,092 |
| | 4 し 尿 処 理 費 | 679,102 |
| | 5 施 設 費 | 2,752,236 |
| 7 経 済 労 働 費 | | 23,830,161 |
| | 1 産 業 経 済 費 | 1,091,263 |
| | 2 商 工 業 費 | 778,904 |
| | 3 中 小 企 業 支 援 費 | 20,583,782 |
| | 4 農 業 費 | 187,796 |
| | 5 労 政 費 | 1,188,416 |
| 8 建 設 緑 政 費 | | 49,712,316 |
| | 1 建 設 緑 政 管 理 費 | 2,963,207 |
| | 2 道 路 橋 り よ う 費 | 11,428,228 |
| | 3 街 路 事 業 費 | 12,752,453 |
| | 4 広 域 道 路 費 | 85,248 |
| | 5 河 川 費 | 3,691,929 |
| | 6 緑 化 費 | 631,841 |
| | 7 自 然 保 護 対 策 費 | 723,232 |
| | 8 公 園 費 | 17,436,178 |
| 9 港 湾 費 | | 12,853,026 |
| | 1 港 湾 管 理 費 | 3,395,340 |
| | 2 港 湾 建 設 費 | 9,457,686 |

| 款 | 項 | 金額 |
|-----------|-------------|--------------------------|
| 10 まちづくり費 | | 26,809,647 ^{千円} |
| | 1 まちづくり管理費 | 1,784,206 |
| | 2 計画費 | 1,157,727 |
| | 3 整備事業費 | 6,037,565 |
| | 4 建築管理費 | 5,361,665 |
| | 5 住宅費 | 12,468,484 |
| 11 区役所費 | | 21,276,590 |
| | 1 区政振興費 | 14,628,150 |
| | 2 戸籍住民基本台帳費 | 6,648,440 |
| 12 消防費 | | 20,045,838 |
| | 1 消防費 | 20,045,838 |
| 13 教育費 | | 137,170,732 |
| | 1 教育総務費 | 44,983,033 |
| | 2 小学校費 | 30,961,456 |
| | 3 中学校費 | 15,524,265 |
| | 4 高等学校費 | 3,620,928 |
| | 5 特別支援教育費 | 3,314,018 |
| | 6 社会教育費 | 3,359,745 |
| | 7 体育保健費 | 14,833,701 |
| | 8 教育施設費 | 20,573,586 |
| 14 公債費 | | 75,959,256 |
| | 1 公債費 | 75,959,256 |
| 15 諸支出金 | | 119,998,182 |
| | 1 繰出金 | 119,998,182 |
| 16 予備費 | | 700,000 |
| | 1 予備費 | 700,000 |
| 歳出 | 合計 | 937,753,481 |

第 2 表 債 務 負 担 行 為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|--------------------------------|--------------|
| 人 事 給 与 シ ス テ ム 運 用 経 費 | 令 和 9 年 度 | 千円 60,849 |
| 磁 気 テ ー プ 等 の 保 管 集 配 業 務 委 託 経 費 | 令 和 9 年 度 | 26 |
| C I O 補 佐 ・ I T ガ バ ナ ン ス 支 援 委 託 経 費 | 令 和 9 年 度 から 令 和 1 0 年 度 まで | 50,154 |
| 新 行 政 情 報 シ ス テ ム 整 備 事 業 費 (そ の 2) | 令 和 9 年 度 | 296,566 |
| 資 産 マ ネ ジ メ ン ト 実 施 方 針 推 進 事 業 費 | 令 和 9 年 度 | 3,209 |
| 災 害 用 ト イ レ 整 備 事 業 費 | 令 和 8 年 度 から 令 和 9 年 度 まで | 832,526 |
| 令 和 8 年 度 川 崎 臨 海 部 投 資 促 進 事 業 費 | 令 和 8 年 度 から 令 和 2 1 年 度 まで | 3,550,000 |
| 令 和 8 年 度 川 崎 臨 海 部 研 究 開 発 機 能 強 化 事 業 費 | 令 和 8 年 度 から 令 和 1 8 年 度 まで | 5,000,000 |
| 令 和 8 年 度 川 崎 臨 海 部 研 究 開 発 機 能 強 化 事 業 費 (そ の 2) | 令 和 8 年 度 から 令 和 1 8 年 度 まで | 209,000 |
| 川 崎 駅 扇 町 線 等 整 備 事 業 費 | 令 和 9 年 度 | 225,700 |
| 扇 島 地 区 道 路 整 備 事 業 費 | 令 和 8 年 度 から 令 和 1 0 年 度 まで | 5,998,000 |
| 扇 島 地 区 雨 水 排 水 施 設 整 備 負 担 金 | 令 和 9 年 度 から 令 和 1 0 年 度 まで | 1,875,000 |
| 課 税 事 務 及 び 証 明 窓 口 事 務 等 委 託 経 費 | 令 和 9 年 度 | 24,770 |
| 納 税 通 知 書 等 印 刷 ・ 製 本 封 入 封 緘 業 務 委 託 経 費 | 令 和 8 年 度 から 令 和 9 年 度 まで | 54,109 |
| 帳 票 印 字 ・ 搬 入 業 務 等 委 託 経 費 | 令 和 8 年 度 から 令 和 9 年 度 まで | 10,967 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|---------------------------------|--------------|
| 市 県 民 税 税 額 決 定 通 知 等 印 字 ・ 封 入 封 緘 業 務 委 託 経 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで | 千円 54,809 |
| 電 子 計 算 機 入 力 デ ー タ 穿 孔 業 務 委 託 経 費 | 令 和 9 年 度 | 21,274 |
| 督 促 状 等 印 字 ・ 封 入 封 緘 業 務 委 託 経 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで | 28,971 |
| 産 業 連 関 表 作 成 等 業 務 委 託 経 費 | 令 和 9 年 度 か ら 令 和 1 2 年 度 まで | 14,804 |
| 公 共 施 設 利 用 予 約 シ ス テ ム 外 部 委 託 推 進 事 業 費 | 令 和 9 年 度 か ら 令 和 1 3 年 度 まで | 429,440 |
| 国 際 交 流 セ ン タ ー 施 設 維 持 補 修 事 業 費 | 令 和 9 年 度 | 7,228 |
| パ ラ ム ー プ メ ン ト 推 進 事 業 費 | 令 和 9 年 度 か ら 令 和 1 2 年 度 まで | 36,380 |
| 防 犯 灯 包 括 管 理 事 業 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 8 年 度 まで | 5,000,105 |
| 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー 施 設 整 備 費 | 令 和 9 年 度 | 27,339 |
| 平 和 館 施 設 整 備 事 業 費 | 令 和 9 年 度 | 13,107 |
| 川 崎 シ ン フ ォ ニ ー ホ ー ル 整 備 事 業 費 (そ の 2) | 令 和 9 年 度 | 402,895 |
| 岡 本 太 郎 美 術 館 施 設 整 備 事 業 費 | 令 和 9 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 まで | 2,394,260 |
| ス ポ ー ツ 施 設 整 備 事 業 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで | 293,905 |
| 児 童 相 談 所 働 き 方 改 革 推 進 事 業 費 | 令 和 9 年 度 か ら 令 和 1 2 年 度 まで | 284,111 |
| 緑 の 杜 保 育 園 改 築 事 業 費 | 令 和 9 年 度 | 61,830 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|---------------------|---------------|
| 民間事業者活用型 保育所整備事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 千円 169,428 |
| 認定こども園整備事業費 | 令和9年度 | 83,555 |
| 公立保育所整備事業費 | 令和9年度 | 1,114,589 |
| 福祉総合情報システム 運用事業費（その2） | 令和9年度 | 32,282 |
| 文書保管・搬送等委託経費（その2） | 令和9年度 | 163 |
| 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター 解体事業関係経費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 324,891 |
| ホームレス要援護者自立 支援センター事業費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 125,106 |
| 生活自立・仕事相談センター事業費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 371,518 |
| 家計改善支援事業費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 50,604 |
| 生活保護世帯等若者 就労自立支援事業費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 116,258 |
| 生活保護医療・介護扶助に係る 帳票印刷・封入封緘委託経費 | 令和9年度 | 6,856 |
| 令和8年度民間特別養護 老人ホーム等整備事業費 | 令和8年度から 令和10年度まで | 501,760 |
| 令和8年度民間障害者福祉施設に係る 金融機関等からの借入金への返済補助金 | 令和9年度から 令和28年度まで | 327,417 |
| 障害者福祉バス運行事業実施経費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 51,761 |
| 障害者雇用・就労支援委託経費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 143,132 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------------|---------------------|-------------|
| ピアサポートセンター援助事業費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 千円 2,852 |
| 社会的ひきこもり対策事業費 | 令和9年度から 令和12年度まで | 244,032 |
| 健康ポイント事業費 | 令和9年度から 令和11年度まで | 36,366 |
| 新型インフルエンザ対策 行動計画推進事業費 | 令和9年度から 令和12年度まで | 7,185 |
| 予防接種運用事業費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 233,926 |
| 特定医療費支給事務経費 | 令和8年度から 令和11年度まで | 464,778 |
| 社会福祉施設大規模修繕事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 605,000 |
| かわさき南部斎苑 改修事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 887,832 |
| わくす大島解体事業費 | 令和9年度 | 20,316 |
| 休日急患診療所整備事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 5,000 |
| 令和8年度LED化推進 事業費（ESCO事業） | 令和9年度から 令和13年度まで | 11,573 |
| 太陽光発電設備設置事業費 | 令和8年度から 令和30年度まで | 1,406,990 |
| 粗大ごみ受付業務委託経費 | 令和9年度から 令和11年度まで | 792 |
| 令和8年度ごみ収集 車両整備事業費 | 令和8年度から 令和10年度まで | 974,715 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|----------------------------------|---------------|
| 橋 処 理 セ ン タ ー 適 正 搬 入 等 管 理 業 務 委 託 経 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 2 年 度 ま で | 千円 378,205 |
| 令 和 8 年 度 焼 却 場 車 両 整 備 事 業 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で | 238,580 |
| 令 和 8 年 度 粗 大 ご み 処 理 場 車 両 整 備 事 業 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で | 40,857 |
| 海 面 埋 立 車 両 整 備 事 業 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で | 43,286 |
| 浮 島 処 理 セ ン タ ー 資 源 化 処 理 施 設 運 営 管 理 等 業 務 委 託 経 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で | 259,050 |
| 橋 処 理 セ ン タ ー 資 源 化 処 理 施 設 運 営 管 理 等 業 務 委 託 経 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 3 年 度 ま で | 956,881 |
| プ ラ ス チ ッ ク 資 源 中 間 処 理 及 び 再 商 品 化 委 託 経 費 (そ の 2) | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 2 年 度 ま で | 1,193,192 |
| 王 禅 寺 処 理 セ ン タ ー 資 源 化 処 理 施 設 運 営 管 理 等 業 務 委 託 経 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 3 年 度 ま で | 3,657,330 |
| 浮 島 海 面 埋 立 事 業 運 営 業 務 委 託 経 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 3 年 度 ま で | 2,294,820 |
| 浮 島 1 期 排 水 処 理 施 設 運 転 管 理 業 務 委 託 経 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 1 年 度 ま で | 606,540 |
| 廃 棄 物 埋 立 方 針 策 定 支 援 業 務 委 託 経 費 | 令 和 9 年 度 | 6,930 |
| 令 和 8 年 度 し 尿 収 集 車 両 整 備 事 業 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で | 111,466 |
| 令 和 8 年 度 浄 化 槽 清 掃 車 両 整 備 事 業 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で | 85,334 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------------------|---------------------|--------------|
| し尿処理場車両整備事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 千円 24,221 |
| 浮島処理センター設備補修事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 71,140 |
| 加瀬クリーンセンター設備補修事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 18,771 |
| 浮島1期廃棄物埋立処分地 浸出液処理施設設備補修事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 22,374 |
| 王禅寺余熱利用市民施設補修事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 14,080 |
| 王禅寺処理センター基幹的整備事業費 | 令和8年度から 令和12年度まで | 12,037,784 |
| 令和8年度堤根処理センター 解体撤去事業費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 2,246,714 |
| 堤根処理センター施設管理事業費 | 令和9年度から 令和12年度まで | 15,178 |
| 新資源化処理施設整備事業に関する 基本計画策定等業務委託経費 | 令和9年度 | 101,425 |
| 令和8年度がんばるものづくり 企業操業環境整備助成事業費 | 令和8年度から 令和10年度まで | 60,000 |
| 新川崎・創造のもりイノベーション 拠点整備事業費 | 令和9年度から 令和11年度まで | 27,060 |
| 新川崎イノベーション拠点整備補助金 | 令和8年度から 令和16年度まで | 1,800,000 |
| 就業マッチング事業費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 167,810 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------------|---------------------|--------------|
| 労働会館施設改修整備事業 開館準備関連業務経費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 千円 56,368 |
| 道路維持作業用 車両購入経費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 40,595 |
| 塩浜陸橋耐震対策事業費(その2) | 令和9年度 | 363,000 |
| ガス橋橋りょう長寿命化修繕事業費 | 令和9年度 | 185,000 |
| 柿生陸橋橋りょう長寿命化修繕事業費 | 令和9年度 | 177,000 |
| 放置自転車等総合対策業務委託経費 | 令和8年度から 令和10年度まで | 858,000 |
| 宮内新横浜線(宮内)整備事業費 | 令和9年度 | 113,200 |
| 菅早野線(下麻生)整備事業費 | 令和9年度 | 455,890 |
| 京浜急行大師線連続 立体交差事業費 | 令和9年度 | 309,050 |
| 平瀬川支川改修事業費 | 令和9年度 | 52,065 |
| 平瀬川・多摩川合流部 整備事業費(その2) | 令和8年度から 令和14年度まで | 80,000 |
| 三沢川改修事業費 | 令和9年度 | 67,500 |
| 平瀬川護岸改修事業費 | 令和8年度から 令和10年度まで | 1,100,000 |
| 緑の基本計画改定事業費 | 令和9年度 | 11,000 |
| 国際園芸博覧会事業費 | 令和9年度 | 142,310 |
| 夢見ヶ崎動物公園 魅力創出事業費 | 令和9年度 | 66,000 |
| 富士見公園再編整備事業費 | 令和8年度から 令和12年度まで | 213,884 |
| 等々力緑地再編整備事業費(その2) | 令和9年度から 令和34年度まで | 24,266,332 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------------------|---------------------|--------------|
| 生田緑地施設維持管理事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 千円 56,310 |
| 浮島2期事業委託経費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 13,000 |
| 住宅政策基礎調査事業費 | 令和9年度 | 7,083 |
| 都市計画基礎調査事業費 | 令和9年度 | 11,600 |
| 都市計画マスタープラン策定事業費 | 令和9年度 | 10,500 |
| 景観施策の方向性調査事業費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 15,800 |
| 京急川崎駅西口地区市街地再開発 事業公共施設管理者等負担金 | 令和9年度から 令和12年度まで | 3,880,000 |
| 狭あい道路対策事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 48,375 |
| 令和8年度公共建築物 長寿命化対策事業費 | 令和9年度から 令和12年度まで | 692,793 |
| 令和8年度公共建築物 防災対策事業費 | 令和9年度 | 305,419 |
| 市営住宅長寿命化改善事業費 | 令和9年度 | 560,240 |
| 市営住宅総合管理システム 再構築業務用保守事業費 | 令和9年度から 令和13年度まで | 47,410 |
| 令和8年度公営住宅整備事業費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 4,318,064 |
| 区役所等庁舎整備事業費 | 令和9年度 | 508,932 |
| 麻生区役所庁舎整備事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 41,725 |
| 登戸駅南北自由通路 エレベーター改修事業費 | 令和8年度から 令和10年度まで | 237,000 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------|---------------------|--------------|
| 本町ポンプ場排水ポンプ改修事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 千円 49,940 |
| 各区道路維持補修事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 280,000 |
| 郵送請求事務事業実施委託経費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 152,384 |
| 救急情報共有システム事業費 | 令和9年度から 令和13年度まで | 120,000 |
| ヘリコプター定期整備事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 527,701 |
| 消防車両購入事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 839,037 |
| 通信設備整備事業費 | 令和9年度 | 267,424 |
| 出張所改築事業費 | 令和9年度 | 224,810 |
| 麻生消防署改築事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 28,000 |
| 学校徴収金事務経費 | 令和9年度 | 19,862 |
| 奨学金返還支援事業費 | 令和8年度から 令和20年度まで | 198,000 |
| 学校用務業務委託経費 | 令和9年度から 令和13年度まで | 3,620,000 |
| 令和8年度学習状況調査事業費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 236,023 |
| 不登校対策推進事業費 | 令和9年度 | 83,490 |
| 小学校・中学校等自然 教室運営事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 718,502 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------------------|---------------------|---------------|
| 帰国・外国人児童生徒日本語 指導初期支援等業務委託経費 | 令和9年度から 令和11年度まで | 千円 712,188 |
| 令和8年度外国語指導 助手配置事業費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 1,255,524 |
| G I G Aスクール構想推進事業費 | 令和9年度 | 125,816 |
| 特別支援学校スクールバス 車両リース経費 | 令和8年度から 令和14年度まで | 216,715 |
| 学校施設有効活用事業費(その2) | 令和9年度から 令和11年度まで | 43,825 |
| 給食室空調設備整備事業費 | 令和8年度から 令和22年度まで | 715,000 |
| 学校給食費徴収管理事業費 | 令和9年度 | 1,145 |
| 校舎建築事業費(その2) | 令和9年度 | 103,917 |
| 義務教育学校設備 改修事業費(その2) | 令和9年度から 令和10年度まで | 68,433 |
| 既存教室冷房化事業費(その2) | 令和9年度から 令和22年度まで | 17,345,502 |
| 体育館等空調整備事業費 | 令和8年度から 令和24年度まで | 16,720,612 |
| 令和8年度学校施設 長期保全計画推進事業費 | 令和9年度から 令和11年度まで | 755,233 |
| 学校施設包括管理事業費 | 令和8年度から 令和13年度まで | 9,320,875 |
| 空調設備整備推進事業費 | 令和9年度 | 21,000 |
| 中央支援学校整備事業費 | 令和9年度 | 439,021 |
| 社会教育施設補修事業費 | 令和9年度 | 59,151 |
| 市民館大ホール特定天井対策事業費 | 令和9年度 | 890,756 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------------|---------------------|--|
| 麻生市民館・図書館再整備事業費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 千円 41,000 |
| 幸市民館・図書館大規模改修事業費 | 令和9年度から 令和10年度まで | 2,044,369 |
| 令和8年度公共施設 管理運営事業費 | 令和8年度から 令和13年度まで | 11,508,832 |
| 令和8年度家屋等リース経費 | 令和8年度から 令和14年度まで | 1,679,469 |
| 公共施設維持補修工事等経費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 210,000 |
| 地方債証券の共同発行 によって生ずる連帯債務 | 令和8年度から 債務消滅時まで | 元金 1,073,000,000 及びこれに対す る利子相当額 |

第 3 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|---------------------|---------------|--|--|--|
| 一 般 管 理 事 業 | 千円 149,000 | 政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。 | 年 6.0 % 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利率とする。 | 借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。 |
| 情 報 管 理 事 業 | 62,000 | | | |
| 災 害 情 報 機 器 整 備 事 業 | 9,000 | | | |
| デ ジ タ ル 活 用 推 進 事 業 | 12,000 | | | |
| 防 災 拠 点 整 備 事 業 | 83,000 | | | |
| 災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業 | 1,000 | 政府資金から普通貸借による。 | 無 利 子 | 災害弔慰金の支給等に関する法律に定めるところにより償還する。 |
| 臨 海 部 国 際 戦 略 事 業 | 478,000 | 政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政 | 年 6.0 % 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に | 借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。 |

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-------------|-----------|--------------------------------------|---------------------------|-----------|
| | 千円 | その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。 | においては、当該見直し後の年度における利率とする。 | きる。 |
| 小 計 | 794,000 | | | |
| 市民文化総務事業 | 246,000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 人権・男女共同参画事業 | 17,000 | | | |
| 文化振興事業 | 3,403,000 | | | |
| スポーツ推進事業 | 200,000 | | | |
| 小 計 | 3,866,000 | | | |
| 子育て支援事業 | 4,000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 青少年事業 | 231,000 | | | |
| こども支援事業 | 219,000 | | | |
| 保育事業 | 1,338,000 | | | |
| 小 計 | 1,792,000 | | | |
| 老人福祉総務事業 | 135,000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 管理運営事業 | 23,000 | | | |
| 施設整備事業 | 1,136,000 | | | |

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|------------------------------|---------------|-----------|-----|-----------|
| 施 設 建 設 事 業 | 千円 433,000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 小 計 | 1,727,000 | | | |
| 地 球 温 暖 化 対 策 事 業 | 15,000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推 進 事 業 | 102,000 | | | |
| ごみ運搬車両等整備事業 | 692,000 | | | |
| し尿運搬車両整備事業 | 91,000 | | | |
| 廃棄物処理施設等整備事業 | 2,305,000 | | | |
| 小 計 | 3,205,000 | | | |
| 雇 用 労 働 福 祉 事 業 | 874,000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 安 全 施 設 整 備 事 業 | 1,675,000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 道 路 整 備 事 業 | 2,714,000 | | | |
| 橋 り ょ う 架 設 改 良 事 業 | 1,972,000 | | | |
| 自 転 車 対 策 事 業 | 312,000 | | | |
| 街 路 事 業 | 4,219,000 | | | |
| 連 続 立 体 交 差 事 業 | 2,862,000 | | | |
| 河 川 整 備 事 業 | 1,847,000 | | | |
| 緑 化 推 進 事 業 | 3,000 | | | |

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|--------------------------------|---------------|-----------|-----|-----------|
| 自 然 保 護 対 策 事 業 | 千円 369,000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 公 園 緑 地 施 設 整 備 事 業 | 14,176,000 | | | |
| 多 摩 川 施 策 推 進 整 備 事 業 | 138,000 | | | |
| 小 計 | 30,287,000 | | | |
| 浮 島 埋 立 事 業 | 19,000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 港 湾 改 修 事 業 | 829,000 | | | |
| 港 湾 改 良 事 業 | 548,000 | | | |
| 港 湾 工 事 負 担 事 業 | 6,542,000 | | | |
| 小 計 | 7,938,000 | | | |
| 計 画 調 査 事 業 | 8,000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 京 急 川 崎 駅 周 辺 地 区 整 備 事 業 | 340,000 | | | |
| 密 集 住 宅 市 街 地 整 備 促 進 事 業 | 8,000 | | | |
| 鷺 沼 駅 前 地 区 再 開 発 事 業 | 11,000 | | | |
| 京 急 川 崎 駅 周 辺 地 区 再 開 発 事 業 | 1,030,000 | | | |
| 登 戸 駅 前 地 区 再 開 発 事 業 | 174,000 | | | |
| 土 地 区 画 整 理 事 業 | 477,000 | | | |

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-------------------------|--------------|-----------|-----|-----------|
| 新百合ヶ丘駅周辺地区 整 備 事 業 | 千円 61,000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 開 発 行 為 指 導 対 策 事 業 | 52,000 | | | |
| 施 設 整 備 事 業 | 2,992,000 | | | |
| 公 営 住 宅 整 備 事 業 | 4,722,000 | | | |
| 小 計 | 9,875,000 | | | |
| 区 役 所 施 設 整 備 事 業 | 701,000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 消 防 施 設 整 備 事 業 | 1,105,000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 総 合 教 育 セ ン タ ー 事 業 | 140,000 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 | 8,418,000 | | | |
| 高 等 学 校 施 設 整 備 事 業 | 573,000 | | | |
| 特 別 支 援 教 育 施 設 整 備 事 業 | 1,103,000 | | | |
| 社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 | 3,290,000 | | | |
| 小 計 | 13,524,000 | | | |
| 合 計 | 75,688,000 | | | |

令和 8 年度川崎市競輪事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40,583,768 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|-------------|--------------------------|
| 1 競 輪 事 業 収 入 | | 40,563,766 ^{千円} |
| | 1 事 業 収 入 | 40,563,766 |
| 2 繰 入 金 | | 2 |
| | 1 基 金 繰 入 金 | 2 |
| 3 繰 越 金 | | 20,000 |
| | 1 繰 越 金 | 20,000 |
| 歳 入 | 合 計 | 40,583,768 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|---------------|--------------------------|
| 1 競 輪 事 業 費 | | 39,961,185 ^{千円} |
| | 1 競 輪 事 務 費 | 158,039 |
| | 2 競 輪 開 催 費 | 39,185,177 |
| | 3 競 輪 場 整 備 費 | 617,969 |
| 2 諸 支 出 金 | | 380,001 |
| | 1 繰 出 金 | 380,000 |
| | 2 納 付 金 | 1 |
| 3 予 備 費 | | 242,582 |
| | 1 予 備 費 | 242,582 |
| 歳 出 | 合 計 | 40,583,768 |

第 2 表 債 務 負 担 行 為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|----------------------------------|------------------|
| 競 輪 開 催 業 務 等 包 括 業 務 委 託 経 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 5 年 度 ま で | 千 円 8,933,268 |
| 川 崎 競 輪 場 メ イ ン ス タ ン ド ほ か 受 変 電 設 備 改 修 設 計 委 託 経 費 | 令 和 9 年 度 | 10,605 |

令和 8 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,921,211 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|---------------|-----------------------|
| 1 使用料及び手数料 | | 809,750 ^{千円} |
| | 1 使 用 料 | 809,749 |
| | 2 手 数 料 | 1 |
| 2 財 産 収 入 | | 30,149 |
| | 1 財 産 売 払 収 入 | 2 |
| | 2 財 産 貸 付 収 入 | 30,147 |
| 3 繰 入 金 | | 715,287 |
| | 1 繰 入 金 | 715,287 |
| 4 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 5 諸 収 入 | | 239,024 |
| | 1 延滞金及び加算金 | 1 |
| | 2 雑 入 | 239,023 |
| 6 市 債 | | 127,000 |
| | 1 市 債 | 127,000 |
| 歳 入 | 合 計 | 1,921,211 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------|-------------|-------------------------|
| 1 卸 売 市 場 事 業 費 | | 1,535,891 ^{千円} |
| | 1 運 営 費 | 1,025,347 |
| | 2 施 設 整 備 費 | 510,544 |
| 2 公 債 費 | | 380,320 |
| | 1 公 債 費 | 380,320 |
| 3 予 備 費 | | 5,000 |
| | 1 予 備 費 | 5,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 1,921,211 |

第 2 表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------|---------------------------------|-------------------|
| 機 能 強 化 事 業 費 | 令 和 9 年 度 从 ち 令 和 3 8 年 度 まで | 千 円 66,183,608 |

第 3 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|------------------------|---------------|--|---|--|
| 北 部 市 場 施 設 整 備 事 業 | 千 円 89,000 | 政 府 資 金、銀 行 そ の 他 从 ち 普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行（他 の 地 方 公 共 団 体 と の 共 同 発 行 を 含 む。）に よ る。 起 債 の 時 期 は 当 該 年 度 と す る。た だ し、 事 業 進 捗 又 は 財 政 そ の 他 の 都 合 に よ り、 全 部 又 は 一 部 を 翌 年 度 へ 繰 越 して 起 債 す る こ と が で き る。 | 年 6.0% 以 内 | 借 入 れ の 日 从 ち 40 年 以 内（据 置 期 間 を 含 む。 ）に 償 還 す る。 た だ し、市 財 政 の 都 合 に よ り 繰 上 償 還、償 還 年 限 の 短 縮 又 は 本 議 決 の 範 囲 内 で 借 換 え す る こ と が で き る。 |
| 南 部 市 場 施 設 整 備 事 業 | 38,000 | | た だ し、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 資 金 に つ い て、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は 、当 該 見 直 し 後 の 年 度 に お け る 利 率 と す る。 | |
| 合 計 | 127,000 | | | |

令和 8 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 124,239,630 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|-----------|---------------|--------------------------|
| 1 国民健康保険料 | | 33,654,956 ^{千円} |
| | 1 国民健康保険料 | 33,654,956 |
| 2 負担金 | | 1 |
| | 1 一部負担金 | 1 |
| 3 国庫支出金 | | 68,490 |
| | 1 国庫補助金 | 68,490 |
| 4 県支出金 | | 79,423,607 |
| | 1 県補助金 | 79,423,606 |
| | 2 財政安定化基金支出金 | 1 |
| 5 財産収入 | | 6,831 |
| | 1 財産運用収入 | 6,831 |
| 6 繰入金 | | 10,765,293 |
| | 1 繰入金 | 10,665,293 |
| | 2 基金繰入金 | 100,000 |
| 7 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 8 諸収入 | | 320,451 |
| | 1 延滞金・加算金及び過料 | 97,002 |
| | 2 雑収入 | 223,449 |
| 歳入 | 合計 | 124,239,630 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------------|---------------------|-------------------------|
| 1 総 務 費 | | 3,458,767 ^{千円} |
| | 1 総 務 管 理 費 | 3,019,548 |
| | 2 保 険 料 徴 収 費 | 393,439 |
| | 3 運 営 協 議 会 費 | 307 |
| | 4 広 報 普 及 費 | 45,473 |
| 2 保 険 給 付 費 | | 79,066,394 |
| | 1 保 険 給 付 費 | 79,066,394 |
| 3 国民健康保険事業費 納付金 | | 40,502,465 |
| | 1 医療給付費分納付金 | 26,686,075 |
| | 2 後期高齢者支援金等 分納付金 | 9,345,066 |
| | 3 介護納付金分納付金 | 3,530,928 |
| | 4 子ども・子育て支援 納付金 | 940,396 |
| 4 保 健 事 業 費 | | 748,365 |
| | 1 保 健 事 業 費 | 748,365 |
| 5 諸 支 出 金 | | 356,807 |
| | 1 償還金利子及び還付 加算金 | 356,805 |
| | 2 延 滞 金 | 1 |
| | 3 国庫負担金等返還金 | 1 |
| 6 基 金 積 立 金 | | 6,832 |
| | 1 基 金 積 立 金 | 6,832 |
| 7 予 備 費 | | 100,000 |
| | 1 予 備 費 | 100,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 124,239,630 |

第 2 表 債 務 負 担 行 為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------------|----------------------------------|---------------|
| 賦 課 ・ 徴 収 事 務 実 施 委 託 経 費 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で | 千 円 97,041 |

令和 8 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 211,001 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|-----------|----------------------|
| 1 繰 入 金 | | 22,297 ^{千円} |
| | 1 繰 入 金 | 22,297 |
| 2 繰 越 金 | | 30 |
| | 1 繰 越 金 | 30 |
| 3 諸 収 入 | | 188,674 |
| | 1 貸付金元利収入 | 188,670 |
| | 2 雑 入 | 4 |
| 歳 入 | 合 計 | 211,001 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 母子父子寡婦福祉資 金貸付事業費 | | 209,001 ^{千円} |
| | 1 母子父子寡婦福祉資 金貸付事業費 | 209,001 |
| 2 予 備 費 | | 2,000 |
| | 1 予 備 費 | 2,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 211,001 |

令和 8 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,820,826 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------|---------------|--------------------------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 22,044,848 ^{千円} |
| | 1 後期高齢者医療保険料 | 22,044,848 |
| 2 国庫支出金 | | 3,974 |
| | 1 国庫補助金 | 3,974 |
| 3 繰入金 | | 3,716,857 |
| | 1 一般会計繰入金 | 3,716,857 |
| 4 繰越金 | | 2 |
| | 1 繰越金 | 2 |
| 5 諸収入 | | 55,145 |
| | 1 延滞金・加算金及び過料 | 2,425 |
| | 2 償還金及び還付加算金 | 51,440 |
| | 3 雑収入 | 1,280 |
| 歳入合計 | | 25,820,826 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 1 総 務 費 | | 664,949 ^{千円} |
| | 1 総 務 管 理 費 | 544,148 |
| | 2 徴 収 費 | 120,801 |
| 2 後期高齢者医療広域 連合納付金 | | 25,094,435 |
| | 1 後期高齢者医療広域 連合納付金 | 25,094,435 |
| 3 諸 支 出 金 | | 51,442 |
| | 1 償還金及び還付加算 金 | 51,442 |
| 4 予 備 費 | | 10,000 |
| | 1 予 備 費 | 10,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 25,820,826 |

令和 8 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の公害健康被害補償事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 65,804 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|-----------------|----------------------|
| 1 分担金及び負担金 | | 19,940 ^{千円} |
| | 1 負 担 金 | 19,940 |
| 2 財 産 収 入 | | 1,489 |
| | 1 財 産 運 用 収 入 | 1,489 |
| 3 繰 入 金 | | 25,870 |
| | 1 基 金 繰 入 金 | 16,800 |
| | 2 一 般 会 計 繰 入 金 | 9,070 |
| 4 繰 越 金 | | 18,505 |
| | 1 繰 越 金 | 18,505 |
| 歳 入 合 計 | | 65,804 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|---------------|----------------------|
| 1 公害健康被害補償事業費 | | 65,804 ^{千円} |
| | 1 公害健康被害補償事業費 | 65,804 |
| 歳 出 合 計 | | 65,804 |

令和 8 年度川崎市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 122,563,333 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|---------------|--------------------------|
| 1 介護保険料 | | 25,279,539 ^{千円} |
| | 1 保険料 | 25,279,539 |
| 2 使用料及び手数料 | | 33,971 |
| | 1 手数料 | 33,971 |
| 3 国庫支出金 | | 26,148,921 |
| | 1 国庫負担金 | 20,682,622 |
| | 2 国庫補助金 | 5,466,299 |
| 4 県支出金 | | 17,027,742 |
| | 1 県負担金 | 16,147,884 |
| | 2 県補助金 | 879,856 |
| | 3 財政安定化基金支出金 | 2 |
| 5 財産収入 | | 40,681 |
| | 1 財産運用収入 | 40,681 |
| 6 支払基金交付金 | | 31,470,373 |
| | 1 支払基金交付金 | 31,470,373 |
| 7 寄附金 | | 1 |
| | 1 寄附金 | 1 |
| 8 繰入金 | | 22,470,314 |
| | 1 一般会計繰入金 | 19,646,316 |
| | 2 基金繰入金 | 2,823,998 |
| 9 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 10 諸収入 | | 56,790 |
| | 1 延滞金・加算金及び過料 | 2 |

| 款 | 項 | 金 額 |
|------|-------|----------------------|
| | 2 雜 入 | 56,788 ^{千円} |
| 11 市 | 債 | 35,000 |
| | 1 市 債 | 35,000 |
| 歳 入 | 合 計 | 122,563,333 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------------|-----------------------|-------------------------|
| 1 総 務 費 | | 3,327,042 ^{千円} |
| | 1 総 務 管 理 費 | 3,327,042 |
| 2 保 険 給 付 費 | | 113,330,619 |
| | 1 保 険 給 付 費 | 113,330,619 |
| 3 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金 | | 1 |
| | 1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金 | 1 |
| 4 地 域 支 援 事 業 費 | | 5,710,871 |
| | 1 地 域 支 援 事 業 費 | 5,710,871 |
| 5 諸 支 出 金 | | 134,016 |
| | 1 還 付 金 | 77,854 |
| | 2 延 滞 金 | 1 |
| | 3 繰 出 金 | 56,161 |
| 6 基 金 積 立 金 | | 40,682 |
| | 1 基 金 積 立 金 | 40,682 |
| 7 公 債 費 | | 102 |
| | 1 公 債 費 | 102 |
| 8 予 備 費 | | 20,000 |
| | 1 予 備 費 | 20,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 122,563,333 |

第 2 表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------------|---------------------|--------------|
| 地域包括支援センター研修委託経費 | 令和9年度から 令和12年度まで | 千円 15,840 |

第 3 表 地 方 債

| 起債の目的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|--------|--------------|--|--|---|
| 介護保険事業 | 千円 35,000 | 政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。 | 年 6.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金に ついて、 利率の見直しを行 った後には 、当該見 直し後の 年度にお ける利率 とする。 | 借入れの日から5か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。 |

令和 8 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,595,847 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|------------|-----------------------|
| 1 使用料及び手数料 | | 555,829 ^{千円} |
| | 1 使用料 | 555,828 |
| | 2 手数料 | 1 |
| 2 国庫支出金 | | 160,000 |
| | 1 国庫補助金 | 160,000 |
| 3 県支出金 | | 565 |
| | 1 委託金 | 565 |
| 4 財産収入 | | 1,235,513 |
| | 1 財産運用収入 | 1,235,512 |
| | 2 財産売却収入 | 1 |
| 5 繰入金 | | 1,968,591 |
| | 1 基金繰入金 | 1,968,591 |
| 6 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 7 諸収入 | | 290,348 |
| | 1 延滞金及び加算金 | 1 |
| | 2 貸付金元利収入 | 46,251 |
| | 3 雑収入 | 244,096 |
| 8 市債 | | 2,385,000 |
| | 1 市債 | 2,385,000 |
| 歳入 | 合計 | 6,595,847 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|---------|-------------------------|
| 1 港湾整備事業費 | | 5,436,132 ^{千円} |
| | 1 運 営 費 | 440,597 |
| | 2 整 備 費 | 4,995,535 |
| 2 諸 支 出 金 | | 653,183 |
| | 1 積 立 金 | 124,620 |
| | 2 繰 出 金 | 528,563 |
| 3 公 債 費 | | 505,532 |
| | 1 公 債 費 | 505,532 |
| 4 予 備 費 | | 1,000 |
| | 1 予 備 費 | 1,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 6,595,847 |

第 2 表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|----------------------------------|----------------|
| 東 扇 島 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 整 備 事 業 費 (そ の 2) | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で | 千 円 782,267 |
| 水 素 燃 料 電 池 換 装 型 荷 役 機 械 等 導 入 促 進 事 業 補 助 金 | 令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で | 300,000 |
| 東 扇 島 土 地 造 成 事 業 費 | 令 和 9 年 度 | 2,153,800 |

第 3 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|----------------------------------|------------------|--|---|---|
| 東 扇 島 コ ン テ ナ 機 能 施 設 整 備 事 業 | 千 円 2,219,000 | 政 府 資 金、銀 行 そ の 他 か ら 普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行 (他 の 地 方 公 共 団 体 と の 共 同 発 行 を 含 む。) に よ る。 起 債 の 時 期 は 当 該 年 度 と す る。 た だ し、 事 業 進 捗 又 は 財 政 そ の 他 の 都 合 に よ り、 全 部 又 は 一 部 を 翌 年 度 へ 繰 越 し て 起 債 す る こ と が で き る。 | 年 6.0% 以 内 た だ し、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 資 金 に つ い て、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は 、 当 該 見 直 し 後 の 年 度 に お け る 利 率 と す る。 | 借 入 れ の 日 か ら 40 年 以 内 (据 置 期 間 を 含 む。) に 償 還 す る。 た だ し、 市 財 政 の 都 合 に よ り 繰 上 償 還、 償 還 年 限 の 短 縮 又 は 本 議 決 の 範 囲 内 で 借 換 え す る こ と が で き る。 |
| 東 扇 島 施 設 整 備 事 業 | 166,000 | | | |
| 合 計 | 2,385,000 | | | |

令和 8 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の勤労者福祉共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 111,769 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|-----------------|----------------------|
| 1 共 済 掛 金 収 入 | | 66,334 ^{千円} |
| | 1 共 済 掛 金 収 入 | 66,334 |
| 2 財 産 収 入 | | 824 |
| | 1 財 産 運 用 収 入 | 824 |
| 3 繰 入 金 | | 34,498 |
| | 1 基 金 繰 入 金 | 8,639 |
| | 2 一 般 会 計 繰 入 金 | 25,859 |
| 4 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 5 諸 収 入 | | 10,112 |
| | 1 貸 付 金 元 利 収 入 | 8,000 |
| | 2 雑 入 | 2,112 |
| 歳 入 | 合 計 | 111,769 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費 | | 110,769 ^{千円} |
| | 1 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費 | 110,769 |
| 2 予 備 費 | | 1,000 |
| | 1 予 備 費 | 1,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 111,769 |

令和 8 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の墓地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 877,017 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|---------------|-----------------------|
| 1 使用料及び手数料 | | 358,076 ^{千円} |
| | 1 使 用 料 | 358,076 |
| 2 財 産 収 入 | | 11,934 |
| | 1 財 産 運 用 収 入 | 11,934 |
| 3 繰 入 金 | | 507,005 |
| | 1 繰 入 金 | 507,005 |
| 4 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 5 諸 収 入 | | 1 |
| | 1 雑 入 | 1 |
| 歳 入 | 合 計 | 877,017 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 1 墓地整備事業費 | | 849,763 ^{千円} |
| | 1 墓地整備事業費 | 849,763 |
| 2 公 債 費 | | 17,254 |
| | 1 公 債 費 | 17,254 |
| 3 予 備 費 | | 10,000 |
| | 1 予 備 費 | 10,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 877,017 |

令和 8 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 410,095 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------|---------|
| 1 繰 越 金 | | 千円 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 2 諸 収 入 | | 390,094 |
| | 1 雑 入 | 390,094 |
| 3 市 債 | | 20,000 |
| | 1 市 債 | 20,000 |
| 歳 入 合 計 | | 410,095 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|-----------|--------------|
| 1 ゴルフ場事業費 | | 千円 72,625 |
| | 1 ゴルフ場事業費 | 72,625 |
| 2 公 債 費 | | 46,313 |
| | 1 公 債 費 | 46,313 |
| 3 諸 支 出 金 | | 290,157 |
| | 1 繰 出 金 | 290,157 |
| 4 予 備 費 | | 1,000 |
| | 1 予 備 費 | 1,000 |
| 歳 出 合 計 | | 410,095 |

第 2 表 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------------|--------------|--|--|--|
| 生田緑地ゴルフ場整備事業 | 千円 20,000 | 政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。 | 年 6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。 | 借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。 |

令和 8 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,732,970 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|----------|-----------|
| 1 使用料及び手数料 | | 千円 1 |
| | 1 手数料 | 1 |
| 2 財産収入 | | 256,460 |
| | 1 財産運用収入 | 4,704 |
| | 2 財産売却収入 | 251,756 |
| 3 繰入金 | | 375,817 |
| | 1 他会計繰入金 | 375,817 |
| 4 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 5 諸収入 | | 691 |
| | 1 雑収入 | 691 |
| 6 市債 | | 1,100,000 |
| | 1 市債 | 1,100,000 |
| 歳入 | 合計 | 1,732,970 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------------|--------------------|-------------------------|
| 1 公共用地先行取得等 事業費 | | 1,707,128 ^{千円} |
| | 1 公共用地先行取得等 事業費 | 1,707,128 |
| 2 公 債 費 | | 22,842 |
| | 1 公 債 費 | 22,842 |
| 3 予 備 費 | | 3,000 |
| | 1 予 備 費 | 3,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 1,732,970 |

第 2 表 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|----------------------|-------------------------|---|---|---|
| <p>用地先行取得 事業</p> | <p>千円 1,100,000</p> | <p>政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。</p> | <p>年 6.0% 以 内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。</p> | <p>借入れの日から10か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。</p> |

令和 8 年度川崎市公債管理特別会計予算

令和 8 年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 218,513,371 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|---------------|-------------------------|
| 1 財 産 収 入 | | 2,765,406 ^{千円} |
| | 1 財 産 運 用 収 入 | 2,765,406 |
| 2 繰 入 金 | | 178,638,964 |
| | 1 基 金 繰 入 金 | 48,516,074 |
| | 2 他 会 計 繰 入 金 | 130,122,890 |
| 3 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 4 市 債 | | 37,109,000 |
| | 1 借 換 債 | 37,109,000 |
| 歳 入 合 計 | | 218,513,371 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|---------|---------------------------|
| 1 公 債 費 | | 211,804,251 ^{千円} |
| | 1 公 債 費 | 211,804,251 |
| 2 諸 支 出 金 | | 6,707,120 |
| | 1 繰 出 金 | 6,707,120 |
| 3 予 備 費 | | 2,000 |
| | 1 予 備 費 | 2,000 |
| 歳 出 合 計 | | 218,513,371 |

第 2 表 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------|------------------|---|--|--|
| 借換債 | 千円 37,109,000 | 銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。 | 年 6.0% 以内 ただし、 利率見直し方式で借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利率とする。 | 借入れの日から25か年以内（据置期間を含む。）に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。 |

令和8年度 川崎市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

| ア 病床数（許可） | | 川崎病院 | 井田病院 | 多摩病院 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 一般病床 | 1,382床 | 663床 | 343床 | 376床 |
| 精神病床 | 38床 | 38床 | — | — |
| 感染症病床 | 12床 | 12床 | — | — |
| 結核病床 | 40床 | — | 40床 | — |
| 合 計 | 1,472床 | 713床 | 383床 | 376床 |
| イ 年間患者数 | | | | |
| 入 院 | 404,385人 | 182,598人 | 104,607人 | 117,180人 |
| 外 来 | 638,402人 | 290,400人 | 124,730人 | 223,272人 |
| ウ 1日平均患者数 | | | | |
| 入 院 | 1,108人 | 500人 | 287人 | 321人 |
| 外 来 | 2,545人 | 1,200人 | 515人 | 830人 |

(2) 主要な建設改良事業

| | |
|-------------|-------------|
| ア 病院施設整備事業 | 672,743千円 |
| イ 施設改良工事 | 2,647,951千円 |
| ウ 医療器械整備事業 | 1,219,673千円 |
| エ 資産購入費 | 390,896千円 |
| オ 無形固定資産購入費 | 260,789千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | 収 | 入 |
|-----|--------|---|---------------|
| 第1款 | 病院事業収益 | | 43,429,906 千円 |
| 第1項 | 医業収益 | | 35,725,377 千円 |
| 第2項 | 医業外収益 | | 7,220,354 千円 |
| 第3項 | 特別利益 | | 484,175 千円 |
| | | 支 | 出 |
| 第1款 | 病院事業費用 | | 46,169,161 千円 |
| 第1項 | 医業費用 | | 45,006,643 千円 |
| 第2項 | 医業外費用 | | 934,173 千円 |
| 第3項 | 特別損失 | | 218,345 千円 |
| 第4項 | 予備費 | | 10,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,898,042千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,877千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 995,115千円で補填し、なお不足する額 1,879,050千円は一時借入金で措置するものとする。）。

| | | 収 | 入 |
|-----|-----------|---|--------------|
| 第1款 | 病院事業資本的収入 | | 7,206,516 千円 |
| 第1項 | 企業債 | | 4,916,400 千円 |
| 第2項 | 固定資産売却代金 | | 2 千円 |
| 第3項 | 補助金 | | 3 千円 |
| 第4項 | 寄附金 | | 2 千円 |
| 第5項 | 負担金 | | 2,290,109 千円 |

支 出

| | | |
|-------|-----------|---------------|
| 第 1 款 | 病院事業資本的支出 | 10,104,558 千円 |
| 第 1 項 | 建設改良費 | 5,192,052 千円 |
| 第 2 項 | 企業債償還金 | 4,912,506 千円 |

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|-------------------------|--------------|
| 令和 8 年度 医療器械保守業務経費 | 令和 8 年度から 令和 17 年度まで | 252,405 千円 |
| 川崎病院 医事業務経費（追加分） | 令和 9 年度から 令和 11 年度まで | 83,735 千円 |
| 令和 8 年度 川崎病院医療用スマートフォン 通信サービス提供業務経費 | 令和 9 年度から 令和 12 年度まで | 49,557 千円 |
| 川崎病院 医療機能再編整備 2 期事業経費 | 令和 8 年度から 令和 10 年度まで | 1,502,371 千円 |
| 川崎病院 7 階機械室空調機改修整備経費 | 令和 9 年度 | 647,758 千円 |
| 川崎病院 病棟陰圧室改修整備経費 | 令和 9 年度 | 100,650 千円 |
| 川崎病院 C 棟外壁塗装改修工事経費 | 令和 9 年度 | 121,820 千円 |
| 川崎病院 蒸気配管改修その他その 2 工事経費 | 令和 9 年度 | 220,868 千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------|-----------------|--|--|---|
| 1 病院事業 | 千円 4,916,400 | 政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。 | 年 6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。 | 借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 21,527,621 千円

(2) 交際費 2,104 千円

(他会計からの補助金)

第10条 物価高騰対策のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,440千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,515,957千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

| | 種 類 | 名 称 | 数 量 |
|----------|---------|---------------|-----|
| 1 取得する資産 | 器 械 備 品 | 人工心肺装置 | 1 式 |
| | | 全身用X線CT診断装置 | 1 式 |
| | | 多目的デジタルX線透視装置 | 1 式 |
| | 無形固定資産 | 財務会計システム | 1 式 |

令和 8 年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

令和8年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|--------------------------|----------------------------|
| (1) 処 理 面 積 | 10,726 ヘクタール |
| (2) 処 理 水 量 | 197,837,400 m ³ |
| (3) 水 洗 化 助 成 戸 数 | 17 戸 |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業 | 23,000,000 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | |
|-------------------|---------------|
| 第1款 下 水 道 事 業 収 益 | 45,935,040 千円 |
| 第1項 営 業 収 益 | 37,187,857 千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | 8,747,173 千円 |
| 第3項 特 別 利 益 | 10 千円 |

支 出

| | |
|-------------------|---------------|
| 第1款 下 水 道 事 業 費 用 | 44,237,995 千円 |
| 第1項 営 業 費 用 | 41,687,360 千円 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | 2,520,635 千円 |
| 第3項 特 別 損 失 | 10,000 千円 |
| 第4項 予 備 費 | 20,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 18,890,130 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,518,711 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 17,371,419 千円で補填するものとする。）。

収 入

| | | |
|-----|-------------|---------------|
| 第1款 | 下水道事業資本的収入 | 42,186,295 千円 |
| 第1項 | 企業債 | 33,659,000 千円 |
| 第2項 | 一般会計出資金 | 135,309 千円 |
| 第3項 | 国庫補助金 | 5,000,000 千円 |
| 第4項 | 負担金 | 6,000 千円 |
| 第5項 | 水洗便所等貸付事業収入 | 30 千円 |
| 第6項 | 基金繰入金 | 3,346,870 千円 |
| 第7項 | 固定資産売却代金 | 39,066 千円 |
| 第8項 | 投資収入 | 10 千円 |
| 第9項 | その他資本的支収入 | 10 千円 |

支 出

| | | |
|-----|------------|---------------|
| 第1款 | 下水道事業資本的支出 | 61,076,425 千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | 23,000,000 千円 |
| 第2項 | 企業債償還金 | 33,131,452 千円 |
| 第3項 | 水洗便所等貸付事業費 | 30 千円 |
| 第4項 | 投資 | 4,427,537 千円 |
| 第5項 | その他資本的支出 | 507,406 千円 |
| 第6項 | 予備費 | 10,000 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|---------------------|--------------|
| 令和8年度 土地借上料 | 令和8年度から 令和12年度まで | 40,990千円 |
| 令和8年度 下水道管渠維持管理業務関連経費 | 令和9年度 | 864,297千円 |
| 令和8年度 下水道施設等維持管理業務 関連経費 | 令和9年度 | 435,078千円 |
| 令和8年度 私道共同排水設備修繕工事助成金 | 令和9年度 | 6,000千円 |
| 令和8年度 排水樋管観測データ情報提供業務 | 令和9年度 | 1,923千円 |
| 令和8年度 受託事業関連経費 | 令和9年度 | 1,914,383千円 |
| 令和8年度 情報化関連経費 | 令和9年度 | 17,865千円 |
| 令和8年度 公共下水道建設事業費 | 令和8年度から 令和16年度まで | 45,336,032千円 |
| 令和8年度 財務会計システム関連経費 | 令和9年度 | 167,613千円 |
| 令和8年度 「水洗便所改造等資金融資あっせん」 に伴う金融機関に対する損失補償 | 令和8年度から 債務消滅時まで | 538千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------------|------------------|--|---|---|
| 1 公共下水道整備事業 | 千円 16,535,000 | 政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。 | 年6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。 | 借入れの日から40か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。 |
| 2 借換債 | 12,424,000 | 銀行その他から普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。 | 同上 | 借入れの日から25か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。 |
| 3 資本費平準化債 | 4,700,000 | 同上 | 同上 | 借入れの日から20か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、22,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

4,640,005千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,084,947千円である。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

令和8年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 給水戸数 | 808,418 戸 |
| (2) 年間総配水量 | 180,237,000 m ³ |
| (3) 1日平均配水量 | 493,800 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ア 配水施設費 | 3,533,656 千円 |
| イ 耐震管路等整備事業費 | 12,977,513 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | |
|------------|---------------|
| 第1款 水道事業収益 | 34,476,369 千円 |
| 第1項 営業収益 | 30,302,347 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 4,025,850 千円 |
| 第3項 特別利益 | 148,172 千円 |

支 出

| | |
|------------|---------------|
| 第1款 水道事業費用 | 34,594,467 千円 |
| 第1項 営業費用 | 33,293,551 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 1,290,906 千円 |
| 第3項 特別損失 | 10 千円 |
| 第4項 予備費 | 10,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,800,421 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,116,918 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 10,683,503 千円で補填するものとする。）。

| | | 収 | 入 | |
|-----|-----------|---|---|---------------|
| 第1款 | 水道事業資本的収入 | | | 10,289,316 千円 |
| 第1項 | 企業債 | | | 9,261,000 千円 |
| 第2項 | 補助金 | | | 432,400 千円 |
| 第3項 | 負担金 | | | 173,989 千円 |
| 第4項 | 固定資産売却代金 | | | 421,907 千円 |
| 第5項 | 投資収入 | | | 10 千円 |
| 第6項 | その他の資本的収入 | | | 10 千円 |

| | | 支 | 出 | |
|-----|-----------|---|---|---------------|
| 第1款 | 水道事業資本的支出 | | | 22,089,737 千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | | | 18,522,162 千円 |
| 第2項 | 企業債償還金 | | | 3,455,126 千円 |
| 第3項 | 投資 | | | 105,410 千円 |
| 第4項 | 補助金返還金 | | | 2,029 千円 |
| 第5項 | その他の資本的支出 | | | 10 千円 |
| 第6項 | 予備費 | | | 5,000 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------------------------|---------------------|--------------|
| 令和8年度 原・浄・配水施設関連経費 | 令和8年度から 令和10年度まで | 6,243,903千円 |
| 令和8年度 耐震管路等整備事業関連経費 | 令和8年度から 令和12年度まで | 17,012,935千円 |
| 令和8年度 土地借上料 | 令和8年度から 令和13年度まで | 56,783千円 |
| 令和8年度 情報化関連経費 | 令和9年度 | 23,260千円 |
| 令和8年度 財務会計システム関連経費 | 令和9年度 | 218,229千円 |
| 令和8年度 上下水道 お客さまセンター運営関連経費 | 令和9年度 | 10,033千円 |
| 令和8年度 上下水道料金等業務関連経費 | 令和8年度から 令和10年度まで | 150,277千円 |
| 令和8年度 メーター修繕関連経費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 52,476千円 |
| 令和8年度 長沢浄水場排水処理施設関連経費 | 令和8年度から 令和30年度まで | 1,202,006千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------------------|---------------|--|---|---|
| 水道浄水 1 施設等 整備事業 | 千円 100,000 | 政府資金、銀行その他 から普通貸借又は証 券発行(他の地方公共 団体との共同発行を 含む。)による。起債 の時期は当該年度と する。ただし、事業進 捗又は財政その他の 都合により、全部又は 一部を翌年度へ繰越 して起債することが できる。 | 年6.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。 | 借入れの日から 40か年以内(据 置期間を含む。)に償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮又は本 議決の範囲内で 借換えすることが できる。 |
| 2 耐震管路等 整備事業 | 9,161,000 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

6,778,094千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、192,473千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、565,000千円と定める。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

令和8年度 川崎市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度川崎市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 給水事業所数 | 50社70工場 |
| (2) 年間総契約水量 | 132,969,500 m ³ |
| (3) 1日当たり契約水量 | 364,300 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ア 浄水施設費 | 677,070千円 |
| イ 配水施設費 | 4,910,654千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | |
|---------------|-------------|
| 第1款 工業用水道事業収益 | 6,810,045千円 |
| 第1項 営業収益 | 6,276,258千円 |
| 第2項 営業外収益 | 533,777千円 |
| 第3項 特別利益 | 10千円 |

支 出

| | |
|---------------|-------------|
| 第1款 工業用水道事業費用 | 5,731,146千円 |
| 第1項 営業費用 | 5,564,595千円 |
| 第2項 営業外費用 | 156,541千円 |
| 第3項 特別損失 | 10千円 |
| 第4項 予備費 | 10,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,892,525千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額229,782千円、減債積立金391,715千円、建設改良積立金2,624,354千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,646,674千円で補填するものとする。）。

| | | 収 | 入 |
|-----|------------------|---|-------------|
| 第1款 | 工業用水道事業 資本的収入 | | 3,137,584千円 |
| 第1項 | 企業債 | | 2,508,000千円 |
| 第2項 | 補助金 | | 91,238千円 |
| 第3項 | 固定資産売却代金 | | 38,336千円 |
| 第4項 | 投資収入 | | 500,000千円 |
| 第5項 | その他の資本的収入 | | 10千円 |

| | | 支 | 出 |
|-----|------------------|---|-------------|
| 第1款 | 工業用水道事業 資本的支出 | | 8,030,109千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | | 6,270,507千円 |
| 第2項 | 企業債償還金 | | 495,445千円 |
| 第3項 | 投資 | | 1,259,147千円 |
| 第4項 | その他の資本的支出 | | 10千円 |
| 第5項 | 予備費 | | 5,000千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------------|---------------------|-------------|
| 令和8年度 原・浄・配水施設関連経費 | 令和8年度から 令和11年度まで | 8,313,836千円 |
| 令和8年度 土地借上料 | 令和8年度から 令和13年度まで | 7,689千円 |
| 令和8年度 情報化関連経費 | 令和9年度 | 3,096千円 |
| 令和8年度 財務会計システム関連経費 | 令和9年度 | 29,042千円 |
| 令和8年度 長沢浄水場排水処理施設関連経費 | 令和8年度から 令和30年度まで | 568,726千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------------|-----------------|--|---|---|
| 1 工業用水道 整備事業 | 千円 2,508,000 | 政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。 | 年6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。 | 借入れの日から40か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

739,459千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、97,791千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、25,900千円と定める。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

令和8年度 川崎市自動車運送事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度川崎市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| (項 目) | (乗 合) | (貸 切) |
|-------------------------|------------|--------------|
| (1) 車 両 数 | 299 両 | 5 両 |
| (2) 年 間 走 行 キ ロ | 10,351 千km | 26 千km |
| (3) 年 間 輸 送 人 員 | 47,326 千人 | 155 千人 |
| (4) 1 日 平 均 輸 送 人 員 | 129,660 人 | 425 人 |
| (5) 主要な建設改良事業 | | |
| ア 営 業 所 建 替 整 備 事 業 | | 46,937 千円 |
| イ バ ス 停 留 所 施 設 整 備 事 業 | | 42,299 千円 |
| ウ 乗 合 自 動 車 購 入 費 | | 1,338,995 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 入 |
|---------------|---------------|
| 第1款 自動車運送事業収益 | 10,245,951 千円 |
| 第1項 営 業 収 益 | 8,687,501 千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | 1,557,450 千円 |
| 第3項 特 別 利 益 | 1,000 千円 |

支 出

| | | |
|-----|-----------|---------------|
| 第1款 | 自動車運送事業費用 | 11,008,788 千円 |
| 第1項 | 営業費用 | 10,656,419 千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | 340,869 千円 |
| 第3項 | 特別損失 | 1,500 千円 |
| 第4項 | 予備費 | 10,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 831,288 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 163,823 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 85,213 千円で補填し、なお不足する額 582,252 千円は一時借入金で措置するものとする。）。

収 入

| | | |
|-----|------------------|--------------|
| 第1款 | 自動車運送事業 資本的収入 | 2,803,604 千円 |
| 第1項 | 企業債 | 2,011,000 千円 |
| 第2項 | 国庫補助金 | 56,049 千円 |
| 第3項 | 県交付金 | 1,725 千円 |
| 第4項 | 一般会計補助金 | 109,509 千円 |
| 第5項 | 基金繰入金 | 625,321 千円 |

支 出

| | | |
|-----|------------------|--------------|
| 第1款 | 自動車運送事業 資本的支出 | 3,634,892 千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | 1,785,809 千円 |
| 第2項 | 企業債償還金 | 1,168,720 千円 |
| 第3項 | 投資 | 670,363 千円 |
| 第4項 | 予備費 | 10,000 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------------|--------------------|------------|
| 塩 浜 営 業 所 建 替 事 業 費 | 令和9年度 | 74,312 千円 |
| 鷺ヶ峰 営業所 電 気 設 備 改 修 費 | 令和8年度から 令和9年度まで | 156,157 千円 |
| 音 声 合 成 シ ス テ ム 改 修 費 | 令和9年度 | 178,081 千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------|-----------------|--|---|---|
| 自動車運送事業 | 千円 1,501,000 | 政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。 | 年6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。 | 借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。 |
| 借 換 債 | 千円 510,000 | 銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。 | 同 上 | 借入れの日から25か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

- (1) 職 員 給 与 費 5,145,338 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,016,423千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、80,000千円と定める。

令和 8 年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

令和7年度川崎市一般会計補正予算

令和7年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,754,078千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ954,091,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入

| 款 | 項 |
|-------------------|-------------------|
| 1 市 税 | |
| | 1 市 民 税 |
| | 2 固 定 資 産 税 |
| 3 利 子 割 交 付 金 | |
| | 1 利 子 割 交 付 金 |
| 8 地 方 消 費 税 交 付 金 | |
| | 1 地 方 消 費 税 交 付 金 |
| 17 国 庫 支 出 金 | |
| | 1 国 庫 負 担 金 |
| | 2 国 庫 補 助 金 |
| 18 県 支 出 金 | |
| | 1 県 負 担 金 |
| | 2 県 補 助 金 |
| 20 寄 附 金 | |
| | 1 寄 附 金 |
| 21 繰 入 金 | |
| | 1 基 金 繰 入 金 |
| 24 市 債 | |
| | 1 市 債 |
| 歳 入 | 合 計 |

予 算 補 正

| 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計 |
|---------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 410,663,759 ^{千円} | 2,565,135 ^{千円} | 413,228,894 ^{千円} |
| 223,006,409 | 1,686,848 | 224,693,257 |
| 137,948,536 | 878,287 | 138,826,823 |
| 207,761 | 384,554 | 592,315 |
| 207,761 | 384,554 | 592,315 |
| 36,468,834 | 2,879,200 | 39,348,034 |
| 36,468,834 | 2,879,200 | 39,348,034 |
| 191,778,857 | 7,028,985 | 198,807,842 |
| 144,706,470 | 2,921,806 | 147,628,276 |
| 46,567,262 | 4,107,179 | 50,674,441 |
| 46,414,071 | 1,262,678 | 47,676,749 |
| 31,376,874 | 1,236,398 | 32,613,272 |
| 10,097,071 | 26,280 | 10,123,351 |
| 4,925,922 | 100,000 | 5,025,922 |
| 4,925,922 | 100,000 | 5,025,922 |
| 81,298,507 | 90,526 | 81,389,033 |
| 78,290,439 | 90,526 | 78,380,965 |
| 55,744,000 | 23,443,000 | 79,187,000 |
| 55,744,000 | 23,443,000 | 79,187,000 |
| 916,337,753 | 37,754,078 | 954,091,831 |

歳 出

| 款 | 項 |
|-----------|-----------|
| 2 総務費 | |
| | 2 総務管理費 |
| | 3 危機管理費 |
| 4 こども未来費 | |
| | 1 こども青少年費 |
| | 2 こども支援費 |
| 5 健康福祉費 | |
| | 1 健康福祉費 |
| | 4 老人福祉費 |
| | 5 障害者福祉費 |
| 8 建設緑政費 | |
| | 2 道路橋りょう費 |
| | 3 街路事業費 |
| | 5 河川費 |
| | 8 公園費 |
| 9 港湾費 | |
| | 2 港湾建設費 |
| 10 まちづくり費 | |
| | 5 住宅費 |
| 13 教育費 | |
| | 8 教育施設費 |
| 歳出 | 合計 |

| 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 68,477,896 ^{千円} | 200,000 ^{千円} | 68,677,896 ^{千円} |
| 19,663,354 | 100,000 | 19,763,354 |
| 1,322,114 | 100,000 | 1,422,114 |
| 162,427,795 | 4,425,247 | 166,853,042 |
| 63,850,899 | 1,948,888 | 65,799,787 |
| 98,576,896 | 2,476,359 | 101,053,255 |
| 187,793,273 | 5,467,809 | 193,261,082 |
| 18,683,391 | 1,561,667 | 20,245,058 |
| 23,072,016 | 54,717 | 23,126,733 |
| 64,653,442 | 3,851,425 | 68,504,867 |
| 30,871,768 | 2,275,531 | 33,147,299 |
| 10,647,170 | 100,000 | 10,747,170 |
| 9,640,756 | 69,820 | 9,710,576 |
| 3,035,622 | 539,489 | 3,575,111 |
| 3,050,022 | 1,566,222 | 4,616,244 |
| 8,858,030 | 4,096,000 | 12,954,030 |
| 5,111,037 | 4,096,000 | 9,207,037 |
| 24,044,861 | 340,000 | 24,384,861 |
| 10,308,875 | 340,000 | 10,648,875 |
| 131,415,651 | 20,949,491 | 152,365,142 |
| 21,349,011 | 20,949,491 | 42,298,502 |
| 916,337,753 | 37,754,078 | 954,091,831 |

第 2 表 繰 越

1 追 加

| 款 | 項 |
|---------------|-------------------|
| 2 総 務 費 | 2 総 務 管 理 費 |
| | 3 危 機 管 理 費 |
| | 4 臨 海 部 国 際 戦 略 費 |
| | 小 計 |
| | 3 市 民 文 化 費 |
| 1 市 民 文 化 費 | 1 市 民 文 化 費 |
| | 小 計 |
| 4 こ ど も 未 来 費 | 2 こ ど も 支 援 費 |
| 5 健 康 福 祉 費 | 4 老 人 福 祉 費 |
| | 5 障 害 者 福 祉 費 |
| | 12 施 設 整 備 費 |
| | 小 計 |
| | 6 環 境 費 |
| 1 環 境 管 理 費 | 1 環 境 管 理 費 |
| | 2 公 害 対 策 費 |
| | 5 施 設 費 |
| | 小 計 |
| 7 経 済 労 働 費 | 5 労 政 費 |
| 8 建 設 緑 政 費 | 2 道 路 橋 り よ う 費 |

明 許 費 補 正

| 事 業 名 | 金 額 |
|-----------------------------------|--------------|
| 電 子 調 達 シ ス テ ム 等 整 備 運 営 事 業 | 千円 17,115 |
| 防 災 行 政 無 線 設 備 整 備 事 業 | 262,612 |
| 防 災 拠 点 整 備 事 業 | 173,093 |
| サ ポ ー ト エ リ ア 整 備 推 進 事 業 | 514,183 |
| 戦 略 拠 点 形 成 推 進 事 業 | 10,390 |
| 臨 海 部 大 規 模 土 地 利 用 推 進 事 業 | 235,794 |
| | 1,213,187 |
| 川 崎 シ ン フ ォ ニ ー ホ ー ル 整 備 事 業 | 80,782 |
| プ ラ ザ ソ ル 事 業 | 500 |
| 新 た な ミ ュ ー ジ ア ム 検 討 事 業 | 28,213 |
| | 109,495 |
| 民 間 保 育 所 整 備 事 業 | 76,684 |
| 民 間 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 整 備 事 業 | 202,440 |
| 高 齢 者 施 設 等 防 災 ・ 減 災 対 策 推 進 事 業 | 61,972 |
| 相 談 支 援 事 業 | 53,495 |
| 社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 | 17,517 |
| 衛 生 施 設 整 備 事 業 | 80,654 |
| 障 害 者 通 所 施 設 等 整 備 事 業 | 5,741 |
| 授 産 学 園 再 編 整 備 事 業 | 75,728 |
| | 497,547 |
| 地 球 温 暖 化 対 策 事 業 | 191,241 |
| 放 射 線 安 全 推 進 事 業 | 104,026 |
| 廃 棄 物 処 理 施 設 等 整 備 事 業 | 38,467 |
| | 333,734 |
| 労 働 会 館 事 業 | 411,773 |
| 安 全 施 設 整 備 事 業 | 697,066 |
| 道 路 整 備 事 業 | 807,425 |

| 款 | 項 |
|---------------|-----------------|
| | |
| | 3 街 路 事 業 費 |
| | 4 広 域 道 路 費 |
| | 5 河 川 費 |
| | 7 自 然 保 護 対 策 費 |
| | 8 公 園 費 |
| | 小 計 |
| 9 港 湾 費 | 1 港 湾 管 理 費 |
| | 2 港 湾 建 設 費 |
| | 小 計 |
| 10 ま ち づ くり 費 | 2 計 画 費 |
| | 3 整 備 事 業 費 |
| | 4 建 築 管 理 費 |

| 事 業 名 | 金 額 |
|-------------------------------------|------------|
| | 千円 |
| 橋 り よ う 架 設 改 良 事 業 | 1,489,078 |
| 自 転 車 対 策 事 業 | 407,362 |
| 街 路 事 業 | 2,798,105 |
| 連 続 立 体 交 差 事 業 | 2,096,433 |
| 広 域 道 路 対 策 事 業 | 19,415 |
| 河 川 整 備 事 業 | 2,058,619 |
| 自 然 保 護 対 策 事 業 | 129,182 |
| 公 園 緑 地 施 設 事 業 | 1,785,274 |
| | 12,287,959 |
| 浮 島 埋 立 事 業 | 531,278 |
| 港 湾 改 修 事 業 | 440,181 |
| 港 湾 改 良 事 業 | 471,533 |
| 港 湾 工 事 負 担 金 | 5,177,600 |
| | 6,620,592 |
| 都 市 計 画 関 連 経 費 | 5,266 |
| 都 市 計 画 基 本 図 等 図 化 事 業 | 2,123 |
| 路 線 バ ス 走 行 環 境 改 善 事 業 | 50,000 |
| 都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン 策 定 事 業 | 13,332 |
| 地 域 公 共 交 通 事 業 | 6,000 |
| 優 良 建 築 物 等 整 備 事 業 | 264,000 |
| 京 急 川 崎 駅 周 辺 地 区 市 街 地 整 備 促 進 事 業 | 178,000 |
| 小 杉 駅 周 辺 地 区 再 開 発 等 事 業 | 27,588 |
| 鷺 沼 駅 前 地 区 再 開 発 等 事 業 | 2,503 |
| 京 急 川 崎 駅 周 辺 地 区 再 開 発 等 事 業 | 140,250 |
| 登 戸 駅 前 地 区 再 開 発 等 事 業 | 274,468 |
| 登 戸 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 | 1,566,124 |
| 川 崎 駅 周 辺 総 合 整 備 事 業 | 7,072 |
| 公 共 建 築 物 長 寿 命 化 対 策 事 業 | 810,023 |
| 公 共 施 設 等 防 災 対 策 事 業 | 43,670 |

| 款 | 項 |
|------------|-------------|
| | 5 住 宅 費 |
| | 小 計 |
| 11 区 役 所 費 | 1 区 政 振 興 費 |
| | 小 計 |
| 12 消 防 費 | 1 消 防 費 |
| | 小 計 |
| 13 教 育 費 | 6 社 会 教 育 費 |
| | 7 体 育 保 健 費 |
| | 8 教 育 施 設 費 |
| | 小 計 |
| 合 | 計 |

| 事 業 名 | 金 額 |
|-----------------------------|------------|
| | 千円 |
| 既 設 住 宅 改 善 事 業 | 448,464 |
| 施 設 維 持 管 理 事 業 | 25,000 |
| 市 営 住 宅 管 理 事 業 | 974 |
| 市 営 住 宅 シ ス テ ム 事 業 | 57,358 |
| 公 営 住 宅 整 備 事 業 | 1,008,800 |
| | 4,931,015 |
| 区 役 所 施 設 整 備 事 業 | 57,740 |
| 区 政 総 務 道 路 維 持 補 修 事 業 | 256,996 |
| 区 政 総 務 街 路 樹 維 持 管 理 事 業 | 102,000 |
| 区 政 総 務 公 園 緑 地 維 持 管 理 事 業 | 460,862 |
| 川 崎 区 公 園 緑 地 維 持 管 理 事 業 | 10,000 |
| 中 原 区 水 路 整 備 事 業 | 8,563 |
| 高 津 区 水 路 整 備 事 業 | 102,000 |
| 多 摩 区 水 路 整 備 事 業 | 17,147 |
| 麻 生 区 水 路 整 備 事 業 | 43,870 |
| | 1,059,178 |
| 耐 震 性 貯 水 槽 建 設 事 業 | 53,284 |
| 庁 舎 等 増 改 築 事 業 | 57,907 |
| 消 防 団 施 設 整 備 事 業 | 67,267 |
| | 178,458 |
| 日 本 民 家 園 施 設 整 備 事 業 | 17,316 |
| 学 校 給 食 費 徴 収 管 理 事 業 | 4,305 |
| 高 等 学 校 施 設 整 備 事 業 | 135,108 |
| 特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 事 業 | 731,643 |
| 社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 | 641,467 |
| | 1,529,839 |
| | 29,249,461 |

2 変更

| 款 | | 項 | |
|----|--------|---|---------|
| 4 | こども未来費 | 1 | こども青少年費 |
| 13 | 教育費 | 8 | 教育施設費 |
| 合 | | 計 | |

| | |
|-------|-----|
| 繰越明許費 | 総合計 |
|-------|-----|

| 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 |
|------------------|---------|------------|------------|
| 物価高対応子育て応援手当支給事業 | 73,501 | 468,239 | 541,740 |
| 義務教育施設整備事業 | 138,419 | 24,215,692 | 24,354,111 |
| | 211,920 | 24,683,931 | 24,895,851 |

| | |
|--|------------|
| | 61,161,550 |
|--|------------|

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | | |
|-------------------------|------------|------------|------------|
| | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 |
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 橋 り ょ う 架 設 改 良 事 業 | 1,760,000 | 50,000 | 1,810,000 |
| 街 路 事 業 | 3,269,000 | 34,000 | 3,303,000 |
| 河 川 整 備 事 業 | 2,211,000 | 326,000 | 2,537,000 |
| 公 園 緑 地 施 設 整 備 事 業 | 1,012,000 | 783,000 | 1,795,000 |
| 港 湾 工 事 負 担 金 | 2,844,000 | 4,096,000 | 6,940,000 |
| 公 営 住 宅 整 備 事 業 | 3,172,000 | 170,000 | 3,342,000 |
| 義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 | 11,962,000 | 17,854,000 | 29,816,000 |
| 特 別 支 援 教 育 施 設 整 備 事 業 | 765,000 | 130,000 | 895,000 |
| 合 計 | 26,995,000 | 23,443,000 | 50,438,000 |
| 地 方 債 総 合 計 | 55,744,000 | 23,443,000 | 79,187,000 |

令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算

令和 7 年度川崎市の卸売市場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|---------------|-------|------------|-------------|
| 1 卸売市場 事業費 | 1 運営費 | 北部市場運営管理事業 | 千円 8,360 |

令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

令和7年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

第 1 表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|---------------|-------|-----------|--------------|
| 1 港湾整備 事業費 | 2 整備費 | 上屋倉庫整備事業 | 千円 10,153 |
| | | 東扇島コンテナ事業 | 980,623 |
| | | 東扇島施設整備事業 | 1,003,476 |
| 合 | 計 | | 1,994,252 |

令和7年度川崎市病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和7年度川崎市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度川崎市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-----------------|---------------|------------|---------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 病院事業 収 益 | 42,110,582 千円 | 425,195 千円 | 42,535,777 千円 |
| 第2項 医業外収益 | 6,676,531 千円 | 425,195 千円 | 7,101,726 千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 病院事業 費 用 | 44,192,512 千円 | 659,033 千円 | 44,851,545 千円 |
| 第1項 医業費用 | 43,208,897 千円 | 659,033 千円 | 43,867,930 千円 |

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

令和7年度川崎市水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和7年度川崎市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,093,238 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,929,206 千円」に、「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 10,039,170 千円」を「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 9,875,138 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-------------------|--------------|------------|--------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 水道事業 資本的収入 | 8,269,553 千円 | 164,032 千円 | 8,433,585 千円 |
| 第2項 補助金 | 143,094 千円 | 164,032 千円 | 307,126 千円 |

令和 8 年 2 月 1 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和7年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認に
ついて

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると
認め、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、
承認を求める。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 2 3 日

川崎市長 福 田 紀 彦

令和7年度川崎市一般会計補正予算

令和7年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189,838千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ909,565,008千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入

| 款 | 項 |
|------------|---------|
| 18 県 支 出 金 | |
| | 3 委 託 金 |
| 歳 入 合 計 | |

歳 出

| 款 | 項 |
|---------|---------|
| 2 総 務 費 | |
| | 6 選 挙 費 |
| 歳 出 合 計 | |

予 算 補 正

| 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計 |
|--------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 45,767,287 ^{千円} | 189,838 ^{千円} | 45,957,125 ^{千円} |
| 4,750,288 | 189,838 | 4,940,126 |
| 909,375,170 | 189,838 | 909,565,008 |

| 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計 |
|--------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 66,577,132 ^{千円} | 189,838 ^{千円} | 66,766,970 ^{千円} |
| 1,500,009 | 189,838 | 1,689,847 |
| 909,375,170 | 189,838 | 909,565,008 |